

## 区長会議 次第

日 時 令和5年9月29日(金)  
9:30 ~ 10:05 (非公開)  
場 所 本庁舎5階 中応接室

### 1 会長からの報告

### 2 部会決議事項の報告案件 <sup>a</sup>

### 3 各部会からの報告案件 <sup>b</sup>

#### 【福祉・健康部会】

- ・令和6年度 任期付職員の更新について  
(部会長及び担当区長から報告) (10分)
- ・大阪市在宅医療・介護連携推進事業について  
(部会長から報告) (10分)

### 4 各区の取り組み事例紹介 (他区展開が考えられる官民連携事例等・区間連携が考えられる事例) (各区長) (5分)

### 5 その他共有・伝達事項 <sup>c</sup>

- (各区長及び事務局から) (10分)

<sup>a</sup> 部会で取り扱った、決議案件で、区長会議で報告すべき案件と部会長又は会長が判断するもの。

([【区長会議の運営に関する要綱】](#) 3 (1) イ、5 (2) ア) ※エントリーページ:会議開催の4日前(月曜日)まで。

<sup>b</sup> 部会で取り扱った、決議案件ではない案件で、上記aと同様に判断するもの。(ただし、決議案件で「決議資料等をインターネットに掲載し、掲載したことをメール通知したもの。」を共有する場合もこの項目となります。また、【留意事項】をご参照ください。) ※ページ:上記に同じ。

<sup>c</sup> 部会で取り扱っていないもの(取り扱った案件は上記a bが原則)で、当日、会長の許可を得て発言されるものや、事前の会長との調整を経て、ルールの例外として、部会で取り扱ったものを共有するもの。(【留意事項】をご参照ください。)

【留意事項】要綱上、各区長は、部会の議論状況をインターネットの掲載資料で必ず確認することと定められています。(5 (2) イ 5点目)

また、区長(区の職員)が各部会へ出席(傍聴)している([【区長会議設置規程】](#) 第7条)ことを踏まえ、区長会議の効果的・効率的な運営の観点から、要点を絞った説明や、提出資料の精査・省略をしていただき、円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。